

# 第1期中期目標期間における 業務実績の概要

独立行政法人空港周辺整備機構

# 1. 中期目標の期間

●平成15年10月1日から平成20年3月31日までの4年6月間

# 2. 業務運営の効率化に関する事項

## 中期目標

- 組織運営の効率化  
航空機騒音対策に係る社会的ニーズに迅速かつ柔軟に対応するとともに、業務運営の責任を明確化するために必要な体制を整備すること。
- 人材の活用  
航空機騒音対策業務に必要な役職員を確保するとともに、組織を活性化すること。
- 業務運営の効率化
  - ① 代替地造成事業の効率化  
代替地の保有区画数については、長期間保有することによる管理費累増等のリスクを回避するための措置を講ずること。
  - ② 共同住宅  
既存の共同住宅については、現在の入居者に配慮しつつ、特殊法人等整理合理化計画（平成13年12月19日閣議決定）に基づき早期に処分するため、空家の処分計画を策定し、処分に着手すること。
  - ③ 事業費の抑制  
事業費について、中期目標期間の最後の事業年度において、認可法人時の最終年度（平成14年度）比で5%程度（住民の申請に基づき航空機騒音による障害の補償措置として行うものを除く事業については15%程度）に相当する額を削減する。
  - ④ 一般管理費の抑制  
一般管理費について、中期目標期間の最後の事業年度において、認可法人時の最終年度（平成14年度）比で13%程度に相当する額を削減すること。

## 第1期中期目標期間における業務実績

- 平成15年10月の独立行政法人化の時点で大阪事業本部の経理部、周辺整備事業室、代替地対策課及び東京事務所を廃止し、民家防音第1課及び第2課を統合し民家防音課に再編したほか、より一層円滑で効率的な業務の執行体制を目指すため、平成16年度以降においても組織・定員の見直しに積極的に取り組んだ。
- 平成15年4月から平成20年4月までに、国・府・県・市から155名が転入、国・府・県・市へ178名が転出し、組織活性化のための国・府・県・市との人事交流について取り組んだ。なお、職員の平均年齢は、45.1歳（平成15年4月）から42.9歳（平成20年4月）になった。
- 大阪事業本部は平成16年度までに、福岡事業本部は平成17年度までに全ての代替地を処分した。
- 特殊法人等整理合理化計画（平成13年12月19日閣議決定）の趣旨を踏まえ、平成17年度までに全ての共同住宅を処分した。（6棟295戸）
- 事業費については、最終事業年度（平成19年度）において平成14年度比で約21%削減した。また、補償措置として行うものを除く事業については約54%削減した。  
(事業費全体)  
13,678百万円（平成14年度予算）→ 10,765百万円（平成19年度予算）  
(補償措置として行うものを除く事業)  
6,558百万円（平成14年度予算）→ 3,002百万円（平成19年度予算）
- 一般管理費については、最終事業年度（平成19年度）において平成14年度比で約31%削減した。  
(一般管理費)  
1,738百万円（平成14年度予算）→ 1,195百万円（平成19年度予算）

### 3. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項①

#### 中期目標

- 業務の質の向上  
周辺住民及び関係自治体との意思疎通を図りながら、以下により業務の質を向上させること。
- ① 騒音対策事業及び地域整備事業を一体的・効率的に実施するための体制・制度を構築すること。
- ② 職員の資質を向上させること。
- ③ 業務の成果を内部評価すること。
- ④ 契約関係事務については、一層の適正化を進めること。
- ⑤ 国の航空機騒音対策事業及び機構の事業概要について、より一層の広報活動を行うこと。

#### 第1期中期目標期間における業務実績

- 平成16年3月9日付で「連絡協議会」を設置し、毎年度2回以上開催し、毎事業年度の予算及び事業計画に関する事項並びに第2期中期計画など業務運営に関する重要事項について、出資者及び関係自治体との意思疎通を図った。
- 大阪、福岡両事業本部において、「人権・同和問題」、「独法会計基準（減損会計）」、「民事調停手続き」、「個人情報保護」等の研修を毎年4回～7回実施し、職員の質の向上を図った。
- 平成16年3月9日に内部評価委員会を設置し、各年度において、業務実績の中間評価及び年度評価を実施し、中期目標の達成見通しを分析するなどして、以後の計画策定、業務運営に反映させた。
- 独法移行時において、会計規程の見直しを行い、契約・支出事務処理権限を一元化するなど、事務の適正化を図った。
- ホームページのリニューアルやコンテンツの充実等の取組みにより、ホームページアクセス数について、平成19年度において約16%増加した。（平成15年度上半期比）  
毎年「空の日」の来場者などにパンフレットを配布したほか、周辺地域活性化協議会の参加者にもパンフレットを配布するなど、環境対策事業の啓蒙を図った。  
平成15年度及び平成16年度に環境対策事業のPR看板を設置した。

### 3. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項②

#### 中期目標

- 業務の確実な実施  
以下の事項を行うことにより、航空機騒音対策を進めること。
  - ① 大阪国際空港及び福岡空港周辺における再開発整備事業については、空港周辺のまちづくりの観点から、関係自治体と連携した事業を実施すること。
  - ② 大阪国際空港及び福岡空港周辺における民家防音工事補助事業については、事務処理の期間を短縮すること。
  - ③ 大阪国際空港及び福岡空港周辺における建物等の移転補償及び土地の買入れにおける補償申請から補償金若しくは土地代金の支払いまでの期間については、処理の迅速化によりこれを短縮すること。
  - ④ 大阪国際空港周辺における伊丹市中村地区整備に係る移転補償については、着実に推進すること。
  - ⑤ 大阪国際空港周辺における緑地帯の整備については、平成14年に策定した周辺整備基本方針及び中期基本方針を踏まえて着実に推進すること。
  - ⑥ 福岡空港周辺における緑地帯の整備については、平成14年に策定した周辺整備基本方針及び中期基本方針を踏まえて着実に推進すること。

#### 第1期中期目標期間における業務実績

- 国・関係自治体と調整を図るとともに、地域整備計画等との整合性を図りながら事業を進め、貸付型の再開発整備事業について、中期計画の**目標値7件を大幅に上回る29件の整備を実施**した。  
また、中村地区事業者に対する移転先用地については、再開発整備事業（譲渡型）として14,508㎡の土地を取得し用地造成工事を実施した上、平成18年度に全36区画中35区画の譲渡を完了した。未契約用地1区画については、関係機関との調整を進め、平成20年度中に譲渡契約する予定。
- 事務の効率化・簡素化などに積極的に取り組み、交付申請から交付額の確定までの事務処理期間について、独法移行前に比し**約1.6%短縮**した。
- 事務の効率化等に積極的に取り組み、申請から代金の支払いまでの期間について、独法移行前に比し**約1.5%短縮**した。
- 中村地区整備協議会（幹事会）と意見・情報交換を行うとともに、地元自治体と関係機関が行う調整会議に参加して連絡・情報交換を行い、地区住民の意向把握に努めたほか、地元住民等に対しては直接訪問し相談に応じる等の努力の結果、**移転補償対象数208棟について、すべての移転補償契約を締結**した。
- 利用緑地、緩衝緑地第1期事業の用地取得について約12.3haの取得を完了し、緩衝緑地第1期事業の造成・植栽について約7.9ha完了したほか、緩衝緑地第2期事業分について、国・地元自治体等とともに、事業承認・認可取得に向けて調整を進めるなど、着実に事業を推進した。
- 空港北側地区において、地域の実情に配慮しつつ、関係機関と調整の上、約2.0haの造成・植栽を実施したほか、空港南側の一定範囲に関して、都市計画事業を含む土地の有効活用方策について国及び地元自治体と協議を進めるなど、着実に事業を推進した。

### 3. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項③

#### 中期目標

- 空港と周辺地域の共生  
空港と周辺地域の共生に資するための措置を講ずること。

#### 第1期中期目標期間における業務実績

- 環境対策の啓蒙活動や環境対策の講義・現地見学を実施したほか、環境学習の受け入れを推進するため、義務教育機関向けの案内をホームページに掲載した。

### 4. 財務内容の改善に関する事項

#### 中期目標

- 財務内容の改善を図るため、**欠損金を3割圧縮**するほか、**未収金の大幅な圧縮**など、適切な措置を講ずること。

#### 第1期中期目標期間における業務実績

- 予算、収支計画及び資金計画については、随意契約の適正化への取組みにより一般競争入札の対象の拡大を図るなどして、経費の抑制を図りつつ、効率的に適正な執行を図った。  
欠損金については、平成19年度末において**約9.2%を圧縮**し、未収家賃については、平成17年度の共同住宅全棟売却処分にあたって、**全額回収**した。

### 5. その他業務運営に関する重要事項

#### 中期目標

- 人事に関する計画
  - ① 人件費（退職手当等を除く）については、「行政改革の重要方針」を踏まえ、平成18年度から平成22年度までの5年間において、国家公務員に準じた人件費削減の取組を行うこと。
  - ② 国家公務員の給与構造改革を踏まえた給与体系の見直しを進めること。
  - ③ 業務運営を効率化し、計画的に人員の抑制を図ること。

#### 第1期中期目標期間における業務実績

- 平成18年度及び平成19年度の2カ年において、**9.9%（10名）の人員を削減**した。
- 国家公務員の給与構造改革を踏まえ、人事院勧告に準拠し役職員の給与・退職手当の見直しを行った。  
(主な見直しの概要)  
役員報酬の改定（平均改定率：H17△0.3%/H18△6.6%）、職員俸給月額  
の改定（平均改定率：H17△0.3%/H18△4.8%）、管理職手当の定額化等  
(対国家公務員指数)  
平成15年度 123.7 → 平成19年度 109.1
- 定年退職者の補充はせず、出向元と調整・協議を継続的に  
行い、職員の若返りを図り人件費を抑制したほか、独法移行  
時に**目標値（12名）を大幅に超える17名を削減**した。

## (参考) 独立行政法人空港周辺整備機構のあらまし

### ◎設立根拠法

公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律（昭和42年法律第110号。以下「騒防法」という。）

### ◎法人の目的

独立行政法人空港周辺整備機構（以下「機構」という。）は、周辺整備空港の周辺地域において空港周辺整備計画を実施する等によりその地域における航空機の騒音により生ずる障害の防止及び軽減を図り、併せて生活環境の改善に資することを目的としている。（騒防法第20条）

### ◎沿革

昭和42年8月1日	「騒防法」制定
昭和48年12月27日	環境庁「航空機騒音に係る環境基準について」（昭和48年環境庁告示第154号）を告示
昭和49年3月27日	「騒防法」改正
昭和49年3月28日	大阪府、兵庫県知事「大阪国際空港周辺整備計画」を策定
昭和49年4月15日	「大阪国際空港周辺整備機構」発足
昭和51年6月21日	福岡県知事「福岡空港周辺整備計画」を策定
昭和51年7月1日	「福岡空港周辺整備機構」発足
昭和60年9月30日	両機構を統合して新たに「空港周辺整備機構」発足
平成13年12月19日	「特殊法人等整理合理化計画」が閣議決定
平成15年10月1日	「独立行政法人空港周辺整備機構」発足

### ◎業務内容

- ① 緑地造成事業  
空港周辺整備計画に基づき、緑地帯その他の緩衝地帯の造成、管理及び譲渡を行うこと。
- ② 再開発整備事業  
空港周辺整備計画に基づき、航空機の騒音によりその機能が害されるおそれの少ない施設の用に供する土地の造成、管理及び譲渡を行うこと。
- ③ 代替地造成事業  
空港周辺整備計画に基づき、周辺整備空港に係る第一種区域内から住居を移転する者のため住宅等の用に供する土地の造成、管理及び譲渡を行うこと。
- ④ 民家防音工事補助事業  
周辺整備空港に係る騒防法第8条の2に規定する工事に関し助成を行うこと。
- ⑤ 移転補償事業  
周辺整備空港の設置者の委託により、騒防法第9条第1項の規定による建物等の移転又は除去により生ずる損失の補償及び同条第2項の規定による土地の買入に関する事務を行うこと。

### ◎資本金の状況

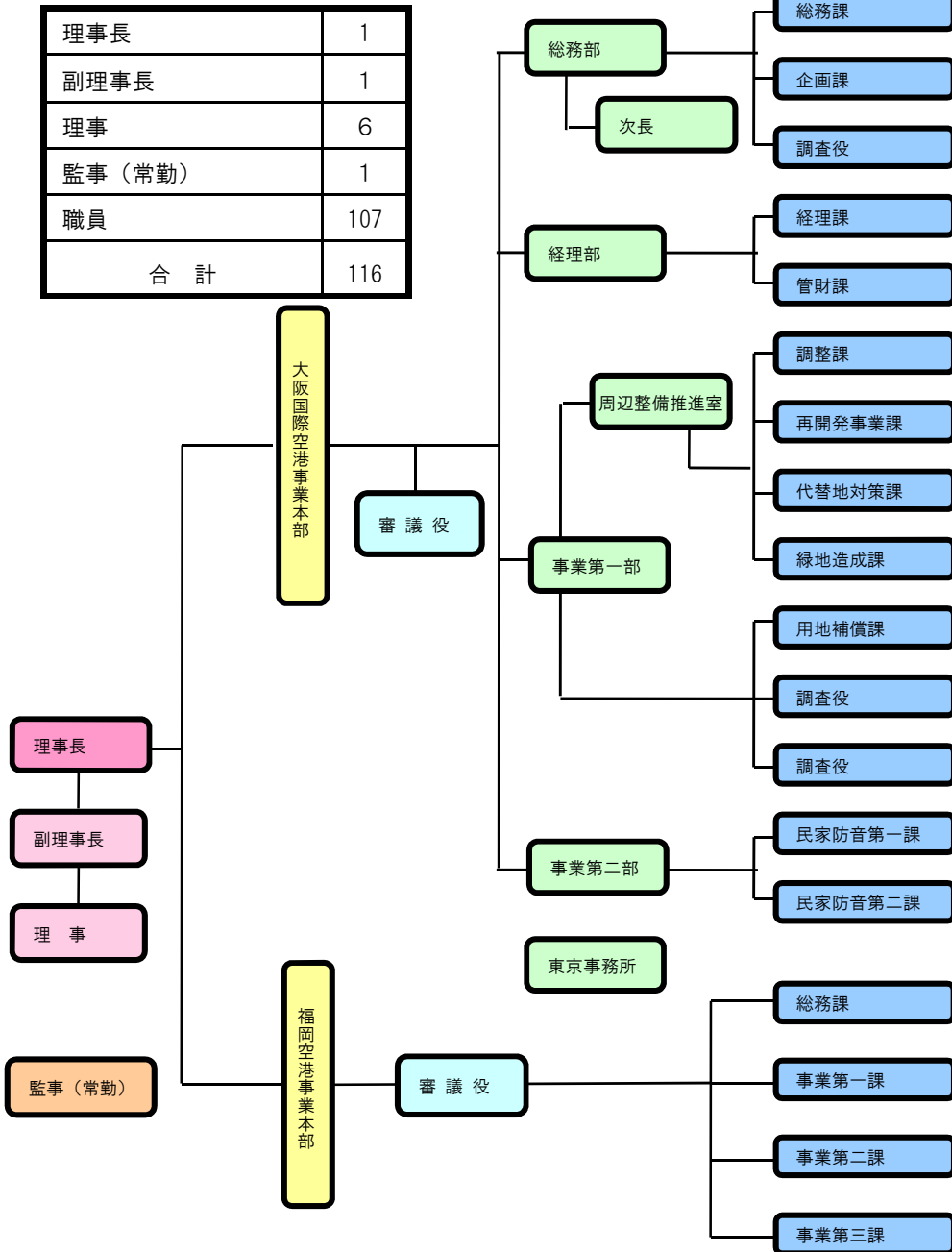
機構の資本金は、政府及び関係地方公共団体からの出資金である。（騒防法第22条）

資本金総額	1,400百万円
政府出資金	
空港整備特別会計	1,050百万円
地方公共団体出資金	350百万円
大阪府	125百万円
兵庫県	125百万円
福岡県	50百万円
福岡市	50百万円

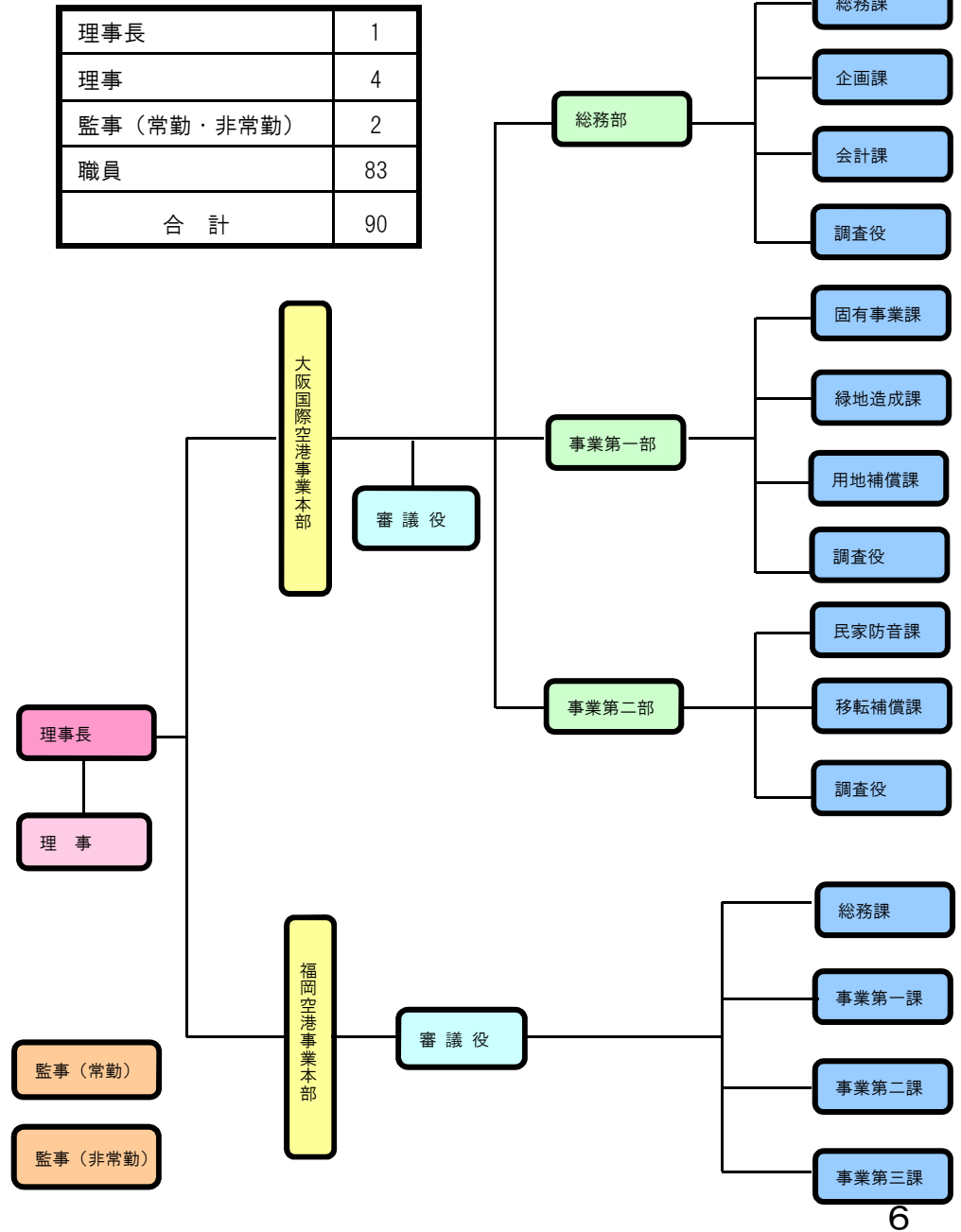


# ◎第1期中期目標期間の組織体制

認可法人時（平成15年9月30日現在）



平成19年度（平成19年4月1日現在）



# (参考) 独立行政法人空港周辺整備機構が実施している空港周辺環境対策事業

